

別記 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

### 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定等について

日頃より、介護保険行政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、内閣府における「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において、福祉避難所の課題と対応の方向性が議論され、令和2年12月24日に最終のとりまとめがなされました。

高齢者や障害のある方等については、福祉避難所でない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一時避難所への避難が難しい場合があるとの指摘があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声があります。また、福祉避難所を指定避難所として指定することを望まない理由として、指定した場合に受け入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するためとの意見があります。

上記の点を踏まえ、5月10日に、災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されるとともに、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月）について、改正されました（別紙1）。市町村から指定福祉避難所としての指定を希望する依頼があった場合などには、可能な限りでご協力いただきますよう、お願いいたします。

また、令和3年度からは、地方公共団体が社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに緊急防災・減災事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用について検討されるよう、内閣府及び消防庁から各都道府県消防防災主管部局に対し通知されています。（別紙2）

つきましては、別添の内容について十分御了知いただくとともに、必要に応じて会員各位へ周知いただきますようお願いいたします。

【別紙1】「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定について」（令和3年5月20日  
内閣府・消防庁事務連絡）

【別紙2】「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について（抄）」（令和3年1月29日内閣府・消防庁事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会

府政防第 652 号  
消防災第 70 号  
令和 3 年 5 月 20 日

各都道府県防災主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(避難生活担当)  
消防庁国民保護・防災部  
防災課長

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 5 月 10 日に公布され、本日施行された災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 30 号)の内容等については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」(令和 3 年 5 月 10 日付け府政防第 600 号・消防災第 63 号)及び「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」(令和 3 年 5 月 10 日付け府政防第 601 号・消防災第 60 号)により通知させていただいているところです。

今般、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(令和 2 年 12 月)や災害対策基本法施行規則(昭和 37 年総理府令第 52 号)の改正内容などを踏まえ、下記の通り、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成 28 年 4 月)を改定しましたので、貴都道府県内の市町村、関係機関等に周知していただくようお願いします。

また、貴都道府県においては、各市町村が、今後、本ガイドラインを活用し、地域の特性や実情を踏まえつつ、福祉避難所の確保・運営を行うとともに、積極的に福祉避難所を指定福祉避難所として指定していくために、各市町村と十分連携し、必要な支援を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 改定の経緯

令和 2 年 12 月、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」において、

- ・障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- ・福祉避難所を指定避難所として指定することを望まない理由として、指定すると受入れを想定していない被災者等が避難してくるとの懸念がある

等が示された。

こうした指摘を踏まえ、福祉避難所の指定が促進されるよう、5月10日に、災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設された。

今般、こうした経緯を踏まえ、本ガイドラインを改定したものである。

## 2. 主な改定の内容

- (1) 指定福祉避難所の指定及び公示に関する記載の追加（第1章2関連）
- (2) 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策に関する記載の追加（第1章3関連）
- (3) 協定等による福祉避難所等の活用、及び一般の避難所内における要配慮者スペースの設置に関する記載の追加（第3章関連）

## 3. 留意事項

市町村において指定福祉避難所を指定した場合、都道府県知事への通知及び内閣総理大臣への報告を行うこととしており、「指定避難所の指定及び指定の取消し等の様式の変更等について」（令和3年5月20日付け府政防第645号・消防災第69号）により、指定避難所の指定状況の報告様式を変更しているところである。

### <連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司参事官補佐、長谷川事務官、村上事務官

TEL 03- 3501- 5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

中村災害対策官、青木係長、朝香事務官

TEL 03- 5253- 7525（直通）

事務連絡  
令和3年1月29日

各都道府県消防防災主管部局 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課

避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及び  
これに伴う地方財政措置の拡充等について（抄）

## 2. 福祉避難所

### （2）緊急防災・減災事業債の活用の検討について

地方公共団体が、指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合には、引き続き緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることが可能であるため、積極的な活用を検討されたいこと。

また、令和3年度からは、社会福祉法人等の福祉施設等<sup>\*</sup>における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに同事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用を検討されたいこと。

※ 社会福祉法人等の福祉施設等には、社会福祉法人の福祉施設や、学校法人の特別支援学校や幼稚園等が含まれる。

#### <連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
藤田参事官補佐、近藤事務官、石尾事務官（1. について）  
赤司参事官補佐、長谷川事務官、秋吉事務官（2. について）  
TEL 03-3593-2849（直通）  
消防庁国民保護・防災部防災課  
神田災害対策官、舘野係長、清水事務官  
TEL 03-5253-7525（直通）